**計画策定の視点**

○地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成

○保健・医療・福祉の切れ目のない支援

○介護・福祉人材の確保のための環境整備

**（仮）**

Ⅰ　人権を尊重した福祉の仕組みづくり

　１　権利擁護の推進

　２　虐待防止への総合的な取組み

　３　障害等を理由とする差別の解消

　４　生活困窮者等を支援する体制の整備

５　社会的に配慮が必要な人々への対応

　 （ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進）

Ⅱ　利用者本位のサービスの提供

　１　利用者の立場に立った質の高いサービスの提供

　２　サービスの効率化と評価システムの活用

　３　地域包括ケアシステムの深化

　４　保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化

Ⅲ　支え合いネットワークの形成

　１　身近な地域での共生のケアネットワークの形成

　２　四層体制の共生のケアネットワークの形成

　３　市町村の地域福祉の推進支援

～誰もが幸せを感じる富山型共生社会の創造～

人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》

（富山県民福祉条例第3条より）

資 料 ２

**計画をめぐる現状と動向**

・人口減少（少子化の進行、晩婚化・未婚率の上昇）

・高齢化の進行（高齢者割合の増加、要介護・要支援認定者の増加、認知症高齢者の増加）

・世帯構成の変化（三世代世帯の減少、単身世帯の増加、高齢者世帯(単身・夫婦のみ世帯)の増加）

・家族機能の低下、伝統的な地域支え合い機能の低下

・介護・福祉人材の不足

・経済・雇用の不安定化（非正規雇用者の増加、生活保護世帯の増加）

・既存制度では対応できない生活課題(孤立、ひきこもり等)や複合的な課題を抱える人たちの顕在化

・障害者に対する理解の促進や高齢者・障害者・子ども等の権利擁護に対する意識の高まり

・障害者の地域移行、発達障害・難病・医療的ケア児等多様な障害への支援の拡充

・東日本大震災や熊本地震等を踏まえた互助の再構築

・地域共生社会の実現に向けた取組み

**（現計画）**

**第３章　地域で支え合う「しくみづくり」**

**第１章　ともに支え合う「ひとづくり」**

Ⅰ　生涯を通じた自立と支え合いの推進

　１　人に寄り添い支え合う心の醸成

　２　地域共生社会の形成に向けた意識啓発

Ⅱ　福祉を担う人づくり

　１　質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保

　２　地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成

　３　地域共生社会を支える人材の育成・確保

Ⅲ　住民と行政の協働による地域福祉の推進

　１　地域における互助の推進

　２　ボランティア、ＮＰＯ活動等の基盤強化

　３　社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進

　４　多様な主体の参入支援

Ⅰ　地域共生社会の形成に向けた基盤づくり

　１　ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進

　２　地域共生社会の形成に向けた拠点づくり

Ⅱ　福祉サービス基盤の充実

　１　子育て支援等の充実

２　障害児者の療育及び教育の充実

　３　在宅・施設サービスを相互に活用できる介護･自立支援基盤の整備

　４　在宅福祉・医療サービスの充実

　５　福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興

Ⅲ　生きがいと自立を育む地域社会の形成

　１　総合的な情報提供や相談機関の充実

２　災害に備えた取組みの促進

３　生きがいづくりと社会参加活動の機会充実

４　高齢者、障害者等の就労支援

５　高齢者や障害者等の社会活動への支援

①　すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、個人の自立や自己実現が叶えられる社会

②　すべての県民が互いに支え合い、年齢や障害の有無にかかわりなく、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会

③　すべての県民が困ったときに、身近なところで医療、介護その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して健やかで快適な生活を営むことのできる社会

④　すべての県民が教育・文化・スポーツなど様々な分野での活動に等しく参加することが、地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、ＮＰＯ、教育・文化団体など、さまざまな団体が連携し、社会全体で福祉を支えている公正で活力ある社会

2018(平成30)年度から2022(平成34)年度まで

（５年間）

**計画の期間**

**計画の目標**

**第２章　安心して暮らせる「地域づくり」**

「新たな富山県民福祉基本計画」の概要(案)

**・福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画　・市町村地域福祉計画を支援する計画　・県民、事業者などの協働の指針となる計画**

**（富山県民福祉条例第11条第２項第１号）　　　　　　　　　　　　　　（社会福祉法第108条第１号）**

**計画の性格**

○自立と社会参加の確保

○ふれあい・支え合いのしくみづくり

○利用者本位のサービスの質と量の確保